

議案第156号

所沢市観光情報・物産館の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

所沢市観光情報・物産館

2 指定管理者となる団体

所沢まちづくり共同事業体

構成員代表者 埼玉県さいたま市見沼区東大宮四丁目12番地7

新日本ビルサービス株式会社

代表取締役社長 関 根 一 成

3 指定の期間

令和3年5月1日から令和6年3月31日まで

令和2年11月30日提出

所沢市長 藤 本 正 人